

## 訪問看護ステーション掲載基準

### 1. 基本要件

#### 必須要件

1. 当院主催の研修プログラムについて
  - 各事業所から2名以上が研修を修了していること
  - ※第1回研修修了施設については1名以上の修了でも掲載可
  - 研修修了書の有効期限は発行日から1年間とする
  - 有効な研修修了書を保持していること
2. 介護保険法に基づく訪問看護ステーションの指定を受けていること
3. 医療保険の訪問看護ステーションの指定を受けていること
4. 常勤の看護師が2名以上在籍していること

#### 推奨要件

1. 24時間対応体制を整備していること
2. 緊急時訪問看護加算の届出を行っていること
3. 認定・専門看護師、特定行為研修修了者が在籍していること

### 2. 運営基準

1. 法令遵守
  - 関係法令を遵守し、適切な運営を行っていること
  - 過去2年間に重大な法令違反がないこと
2. 安全管理
  - 医療安全管理体制が整備されていること
  - 感染防止対策が適切に実施されていること
3. 記録管理
  - 訪問看護記録等の文書が適切に管理されていること
  - 個人情報保護に関する規程が整備されていること

### 3. 連携体制

1. 医療機関との連携
  - 24時間連絡体制が確保されていること
  - 主治医との情報共有体制が整備されていること

## 2. 地域との連携

- 地域の医療・介護資源との連携体制があること
- 地域のケアマネジャーとの連携実績があること

## 4. 掲載の取り消し

以下の場合に掲載を取り消すことがあります：

1. 掲載基準を満たさなくなった場合
2. 法令違反があった場合
3. 虚偽の申告が判明した場合
4. 患者・利用者からの重大な苦情が複数回あった場合
5. その他、当院が掲載を不相当と判断した場合

## 5. 掲載情報の更新

1. 掲載情報に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること
2. 年1回の更新確認を実施
3. 更新確認の際に基準への適合を再確認
4. 研修の更新について
  - 研修は年2回開催予定
  - 研修修了書の更新は、修了日から1年以内の研修を修了することで可能  
(例：第2回修了者は翌年の第4回までに受講することで更新可能)
5. 研修修了者の異動等について
  - 研修修了者の退職・異動が発生した場合は、病院担当者へご報告ください
  - 掲載内容（修了者数等）を適宜更新いたします

## 6. その他

1. 本基準は必要に応じて見直しを行う
2. 基準の解釈について疑義が生じた場合は、当院の判断を最終とする

---

制定：2025年2月6日 改定：\_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日